

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の本市配備体制について

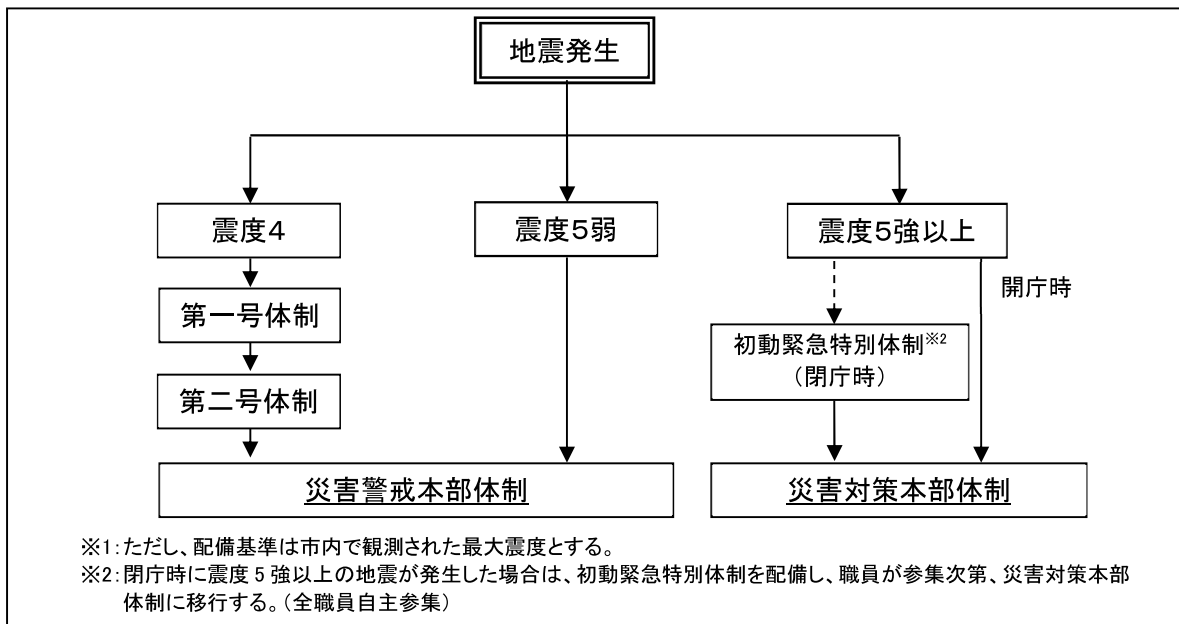
甲賀市職員初動マニュアルA-13,14 ページ

資料 3 - 2

地震時の対応

配備基準

市内で地震が発生した場合における配備体制と配備基準は以下のとおりとする。



※参集場所は、原則として当該勤務場所とする。

体制	配備内容	配備基準	備考
警戒体制	第一号体制 ・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 	第一号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、第二号体制に移行する。
	第二号体制 ・災害情報の収集(被害状況の把握) ・災害対策本部体制設置の連絡体制の整備 ・情報発信(報道、市民)の開始		第二号体制中に、配備を強化する必要が生じた場合は、災害警戒本部体制に移行する。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集(被害状況の把握) 情報発信(報道、市民) 災害警戒本部体制の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の地震が発生したとき 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 	災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じて自主参集とする。
(閉庁時の発災) 初動緊急特別体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部体制の設置準備 発災直後の活動(情報収集、職員参集等) 	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	閉庁時に震度5強以上の地震が発生した場合は、初動緊急特別体制を配備し、職員が参集次第、災害対策本部体制に移行する。(全職員自主参集)
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集(被害状況の把握) 情報発信(報道、市民) 災害対策本部体制での応急復旧 関係機関との連絡調整 他市町、その他関係機関への応援要請 		

動員配備体制

市内で地震が発生した場合の職員の動員配備体制は以下のとおりとする。

市に災害対策本部を設置したときは、災害時の法令に基づき、他に「市水防本部」及び「災害警戒本部」が設置されている場合には、災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

~~南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたときの配備体制~~

~~——危機・安全管理統括監の指示により、あらかじめ指定された危機管理課職員は登庁する。——（勤務時間外の場合）~~

南海トラフ地震臨時情報が発表時の配備体制

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）・・・・・・・・・・警戒体制第1号体制
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）・・・・災害警戒本部体制

配備体制の廃止基準

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき
- ・被害及び応急対策の状況を把握した上で、災害警戒本部長が廃止の判断をしたとき
- ・災害対策本部が設置されたとき

平常時体制

危機・安全管理統括監を議長とし、次長級を構成員とする危機管理員会議により以下の事項を調整する。

- ・全庁的な危機管理体制の強化
- ・危機事案の対応部局の調整
- ・理事者の意思決定の支援
- ・中核地域市民センターとの連携